平成２３年（フ）第８０９号
岡山市北区三野本町３番１号
債務者　今井　洋一
1　決定年月日時　平成24年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月20日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８１４号
岡山市北区東古松５丁目３番１号　サーパス医大南602号
債務者　山﨑　友数
1　決定年月日時　平成24年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月20日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第１３８８号
札幌市西区発寒９条11丁目８番20―906号
破産者　本間　明美
1　破産債権の届出期間　平成24年３月２日まで
2　一般調査期日　平成24年３月16日午後１時15分
平成24年２月６日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４２０号
静岡県伊豆市筏場319番地の２
破産者　阿部　満雄
1　破産債権の届出期間　平成24年３月５日まで
2　一般調査期日　平成24年４月16日午後１時30分
平成24年２月６日
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第３６０号
福井市高木北３丁目605番地１
破産者　葉山雅彦こと　李　　雅彦
1　破産債権の届出期間　平成24年３月６日まで
2　一般調査期日　平成24年４月17日午後２時15分
平成24年２月７日
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１７６号
長野県松本市石芝４丁目２番19号
破産者　岩淵　健児
1　破産債権の届出期間　平成24年３月７日まで
2　一般調査期日　平成24年４月６日午前10時
平成24年２月７日　長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第５５０８号
大阪市福島区鷺洲３丁目６番22号
破産者　コンテナ開発工業株式会社
1　破産債権の届出期間　平成24年３月７日まで
2　一般調査期日　平成24年４月19日午後３時30分
平成24年２月６日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７６９５号
大阪府東大阪市長堂３丁目16番５号
破産者　石谷ともみ
1　破産債権の届出期間　平成24年３月７日まで
2　一般調査期日　平成24年４月26日午後４時
平成24年２月７日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６４６号
兵庫県宝塚市逆瀬川２丁目４番８－１号エス101号、開始決定時の住所兵庫県宝塚市寿楽荘８番13号
破産者　善見　晏久
1　破産債権の届出期間　平成24年３月７日まで
2　一般調査期日　平成24年４月19日午前10時45分
平成24年２月６日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第８３１号
広島市佐伯区五月が丘４丁目38番11号、開始決定時の住所広島市佐伯区五月が丘２丁目５番22号
破産者　岡田　　洪
1　破産債権の届出期間　平成24年３月８日まで
2　一般調査期日　平成24年４月25日午後３時
平成24年２月７日
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８３３号
広島市佐伯区五月が丘２丁目５番22号、住民票上の住所広島市佐伯区五月が丘４丁目38番11号
破産者　被相続人岡田忠子の相続財産
1　破産債権の届出期間　平成24年３月８日まで
2　一般調査期日　平成24年４月25日午後３時
平成24年２月７日
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２９０６号
大阪市城東区森之宮１丁目２番909号
破産者　遠藤　　卓
1　破産債権の届出期間　平成24年３月16日まで
2　一般調査期日　平成24年４月16日午後３時30分
平成24年２月６日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１４３０号
大阪府高石市綾園７丁目２番19―401号、前住所大阪府高石市千代田２丁目12番１号
破産者　太田　晋吾
1　破産債権の届出期間　平成24年３月22日まで
2　一般調査期日　平成24年５月10日午前11時30分
平成24年２月６日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第４５６号
大阪府富田林市西板持町７丁目５番38号
破産者　竹本　正和
1　破産債権の届出期間　平成24年３月23日まで
2　一般調査期日　平成24年５月10日午前10時30分
平成24年２月６日
大阪地方裁判所堺支部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２３年（フ）第２３号
山口市阿知須4823番地の５
破産者　株式会社二の宮
異議申述期間　平成24年３月９日まで
平成24年２月７日
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４１号
山口県萩市大字浜崎町67番地
破産者　三好　良子
異議申述期間　平成24年３月９日まで
平成24年２月７日　　山口地方裁判所萩支部

特別清算終結

平成２３年（ヒ）第６号
さいたま市西区大字指扇領別所366番地
清算株式会社　株式会社小平製作所
代表清算人　小平耕三郎
1　決定年月日　平成24年２月６日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
さいたま地方裁判所第３民事部

監 督 命 令

平成２４年（再）第１号
福島県二本松市雄平台15番地
再生債務者　安達太良観光開発株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　福島県郡山市堂前町10―12　石川博之法律事務所　弁護士　石川　博之
平成24年２月６日
福島地方裁判所第１民事部

再生計画認可

平成２３年（再）第１号
三重県津市牧町459番地の１
再生債務者　織田建設株式会社
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年２月３日までに書面による決議により可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成24年２月６日　　津地方裁判所

再生手続終結

平成２０年（再）第３号
群馬県前橋市女屋町1088番地
再生債務者　大橋　　薫
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成24年２月３日　　前橋地方裁判所民事部